

福祉生協 イリスケアプランセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 さっぽろ高齢者福祉生活協同組合が開設する福祉生協 イリスケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 福祉生協 イリスケアプランセンター
- ② 所在地 札幌市東区北5条東8丁目4番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（主任介護支援専門員、且つ、常勤職員で介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 3名以上（厚生労働大臣の定めるところによる人員に関する基準に基づき、介護支援専門員を配置）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(苦情処理)

第6条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 札幌市からの委託を受けた場合、要介護、要支援等の認定に係る訪問調査を行う。
- ② 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接して利用者の身体状況、心理社会的状況、生活環境等に関して、課題分析標準項目を網羅した当法人独自の方式等利用者に最も適した方式を用いてアセスメントを行う。その結果に基づき、利用者が居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、①複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能であること、②当該指定居宅サービス事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であること、③前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ることを踏まえ、当該地域における居宅サービス事業者等のサービス内容等に関する情報を提供し、利用者の選択或いは同意を得た上で居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する。又、必要に応じて、多様な主体等により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等）が包括的に提供されるような居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する。居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が効率的且つ効果的に実行されるよう、居宅サービス事業者等の事業者との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、利用者、家族及び居宅サービス事業者等の事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実行状況を把握すると同時に、必要に応じて利用者宅を訪問することにより生活状況を把握し、居宅サービス計画の変更及び居宅サービス事業者等の事業者との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- ④ 介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）を開催し、指定居宅サービス事業者等の事業者間の連

絡を図る。

- ⑤ 介護支援専門員は、利用者の入院時における医療機関との連携促進を図るため、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼する。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ・事業所の実施地域を越える地点から、自宅までの距離において1kmごとに50円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市白石区、札幌市東区とする。

（事故発生時の対応）

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（個人情報の保護及び秘密保持）

- 第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、当生協が定める個人情報保護規則等を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報について利用目的を以下のとおりとし、利用目的の範囲で利用できるものとする。なお外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。
 - ① 事業者が利用者にサービスを提供する上で関係する行政及び医療機関、他の介護保険サービス事業者との連携、情報提供のため
 - ② 介護保険事務に関わる行政への情報提供
 - ③ 事業者の管理運営業務のうち会計・経理業務に関わること
 - ④ サービス担当者会議
 - ⑤ ご家族または後見人、補佐、補助人もしくは利用者の指定する方への情報提供
 - ⑥ 賠償責任に対して行う保険会社、弁護士等への各種手続き、相談等
 - ⑦ 介護保険法及びその他関係法令に基づき、行政に報告等を行う場合
 - 3 各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、ICTの活用をする際には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にするとともに、利用者及びその家族の了解を得るものとする。
 - 4 不正手段による個人情報の取得は行わない。
 - 5 利用者の求めに応じて、第三者への提供を停止する。
 - 6 従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 7 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とし、個人情報の守秘義務を厳守するものとする。

(CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進)

第11条 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、事業を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対処方法を指す内容であることを踏まえ、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 2 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- 4 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(ハラスメント対策の強化)

第13条 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当生協の当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 事業所は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- 2 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第16条 事業所は、身体的拘束等の適正化の推進を図るため、以下の点について留意する。

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所は、重要事項について、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、電磁的方法により提供することができるものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はさっぽろ高齢者福祉生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年11月19日から施行する。
この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 6月 9日から施行する。
この規程は、平成26年11月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成30年10月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 1年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和 1年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 3月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。